

連携事業者となるための資格について

次に掲げる条件の全てに該当すること。

- (1) 民間法人・任意団体等(法人格は問わない)であって、個人ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第一項第二号及び第三号の規定に該当しない者であること。ただし、連合体においては、それぞれの構成員が上記の要件を満たすこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 納税義務者にあっては、国税及び地方税を完納していること。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (7) 上記(1)～(6)の条件を満たす団体同士の連合体との連携は可能とし、次の要件も満たさなければならない。
全体の意思決定、事業実施等に責任を持つ連合体の代表者を決めておくこと。
なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる者とする。